

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

海上自衛隊における隊員の旧姓使用について（通達）

標記について、別添によるほか、下記のとおり実施されたい。

記

- 1 旧姓使用の申出等
- 別添別紙の第2の規定による申出及び別添別紙の第6の規定による届出は、人事記録に関する達（昭和39年海上自衛隊第14号）に規定する勤務記録表抄本の保管責任者を經由し、当該任免権者に届け出るものとする。
- 2 旧姓使用の対象となる文書等
- 別添別紙の第4の規定による。ただし、戸籍姓を使用する文書等と一体となつて処理され、かつ、旧姓記載のみでは円滑な事務の遂行に支障を及ぼす文書等は戸籍姓を併記するものとする。
- 3 旧姓使用担当相談官
- 別添別紙の第11に規定する旧姓使用担当相談官は、海上幕僚監部人事教育部補任課及び各地方総監部人事課に配置するものとする。

文 書 管 理 情 報				
文 書 管 理 者：海幕人事計画課長 一元的な管理に責任を有する者：海幕人事計画課長 分 類 番 号： 作 成 年 月 日：2018. 3. 1 取 得 年 月 日： 保 存 期 間：制度廃止に係る特定日以降3年 保存期間満了日： 本 紙 含 め：2枚 1部 ・ 冊 配 布 先：宛先及び部内全般 箇所		開示	部分開示	不開示
	作成時	○		
	区分：	1	2	3 4 5 6
	理由：			

4 その他

- (1) 部隊等の長は本通達の周知徹底を図るとともに、隊員の旧姓使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。
- (2) 本通達に定めるもののほか、本通達の実施に関し必要な事項は、部隊等の長が定めることができる。
- (3) 本通達の実施に当たり必要となる人事記録への記載等の細部については、海上幕僚監部人事教育部長から別途通知させる。

添付書類：防人計第15891号（29．10．31）

写送付先：部内全般

防人計第15891号
29. 10. 31

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

防衛省における職員の旧姓使用について（通知）

標記について、平成29年8月31日に各府省庁官房長等会議において申合せされた「国の行政機関における職員の旧姓使用について」に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：1 別紙

2 国の行政機関における職員の旧姓使用について（平成29年8月31日各府省庁官房長等申合せ）

防衛省職員の旧姓使用に係る取扱要綱

(目的)

- 第1 本要綱は、防衛省の職員（以下「職員」という。）が婚姻等により戸籍上の氏（以下「戸籍姓」という。）を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することを希望するときにおいて、旧姓を使用する職員と実在する職員との同一性の確保及び旧姓の対外的な明示のための措置その他必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用の申出)

- 第2 職員は、婚姻等により戸籍姓を改めた後も旧姓を文書等に使用することを希望するときは、旧姓使用申出書（別紙様式第1）を任免権者に提出しなければならない。

(旧姓の確認等)

- 第3 任免権者は、職員から第2の規定による申出を受けたときは、人事記録及び改正前後の戸籍姓を証する書面（戸籍謄本等）により、申出を受けた姓が戸籍上根拠を有する旧姓であることの確認を行い、当該職員の旧姓であると認めたときは、当該職員の旧姓の使用を認めるものとする。

(旧姓使用の対象となる文書等)

- 第4 旧姓を使用する職員は、給与の支給、防衛省共済組合の事務に関する文書及び外部との関係で円滑な事務の遂行に支障を及ぼすものを除き、旧姓を使用するものとする。

(人事発令等の氏名)

- 第5 任免権者は、旧姓を使用する職員の人事発令又は辞令書等には、当該職員の旧姓を使用するものとする。

(旧姓使用の中止の届出)

- 第6 旧姓を使用する職員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（別紙様式第2）を任免権者に届け出なければならない。

(人事記録への記載等)

- 第7 任免権者は、第3の確認を行ったとき、又は第6の旧姓使用の中止の届出を受けたときは、戸籍上の氏名、使用する旧姓及び旧姓使用申出日並びに旧姓使用開始日又は旧姓使用中止日を、旧姓使用の申出又は中止の届出をした職員の人事記録又はその備考欄に記載するものとする。
- 2 旧姓使用申出書及び旧姓使用中止届は人事記録の付属書類として保管する。

(異動による旧姓使用の取扱い)

- 第8 旧姓を使用する職員が人事異動により任免権者を異にする異動をした場合は、人事記録又はその備考欄に旧姓使用に係る事項が記載されていることを異動先の任免権者が確認することにより、第3の確認を行ったものとみなす。

(旧姓使用者の氏名の公表等)

- 第9 旧姓を使用する職員の氏名を公刊物、防衛省ホームページ等に掲載するときは、当該職員の旧姓を記載するものとする。

(旧姓使用職員の責務)

- 第10 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用することができる文書等には統一して旧姓を使用しなければならない。

(旧姓使用担当相談官)

- 第11 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官（以下「官房長等」という。）は、旧姓使用に関する相談が職員からなされた場合に対応するため、人事担当課等に旧姓使用担当相談官を指定し、当該職員からの相談等に応じるものとする。

(職員への周知)

- 第12 官房長等は、本要綱の周知徹底を図るとともに、職員の旧姓使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。

(委任規定)

- 第13 この要綱の実施に関し必要な事項は、官房長等が定める。

年 月 日

(任免権者) 殿

所 属
官職・階級（級）
氏 名（ふりがな）

旧 姓 使 用 申 出 書

下記のとおり戸籍姓の変更後も旧姓を使用したいので申し出ます。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 変更後の戸籍上の氏名
- 3 戸籍上の変更年月日
- 4 旧姓使用の開始年月日

年 月 日

(任免権者) 殿

所 属
官職・階級（級）
氏 名（ふりがな）

旧 姓 使 用 中 止 届

下記のとおり旧姓の使用を中止しますので届け出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 中止する理由
- 3 戸籍上の氏名
- 4 旧姓使用の中止日

国の行政機関における職員の旧姓使用について

平成 29 年 8 月 31 日
各府省庁官房長等申合せ

職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することについて下記のとおり取り扱うこととする。

なお、本申合せに伴い、「国の行政機関での職員の旧姓使用について」（平成 13 年 7 月 11 日各省庁人事担当課長会議申合せ）は、平成 29 年 9 月 1 日をもって廃止する。

記

- 1 各府省は、文書等に使用する職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、法令上又は実務上特段の支障が生じるものを除き、旧姓の使用を認めることとする。
- 2 各府省は、旧姓を使用する職員と実在する職員との同一性を確保するとともに、使用する旧姓を対外的に明らかにする。このため、以下の措置を講ずることとする。
 - （1）使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを戸籍謄本等で確認する。
 - （2）当該職員の戸籍上の氏、使用する旧姓、当該旧姓を職員等として使用していた事実、旧姓使用の開始日その他必要な事項を人事記録等に記載し、任命権者等において管理する。
 - （3）旧姓使用開始後の当該職員への発令は、（1）の旧姓により行う。
 - （4）公刊物、各府省ホームページの幹部名簿等に当該職員の氏名を掲載する場合には（1）の旧姓を記載するとともに、当該職員の身分証明書等の氏名を明らかにするものには（1）の旧姓を記載するなど適切な旧姓の公示を行う。
- 3 各府省は、人事担当課等の職員を「旧姓使用担当相談官」として任命し、各府省内における上記の方針の周知徹底及び職員からの相談等の業務を行わしめることとする。
- 4 各府省は、上記 1～3 に関する事項その他必要な事項を要綱等で定めることとする。
- 5 上記の内容は、平成 29 年 9 月 1 日以降各府省が要綱等で定める日より実施する。